

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、護命令を受けた児童  
まだ手当を受けていない方は  
申請をしてください。ただし、  
所得制限があります。

#### 児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親か母親、または養育者  
① 父母が離婚した児童② 父または母が死亡した児童③ 父または母が重度の障害を持つ児童④ 父または母が生死不明の児童⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童⑦ 婚姻によらな

#### 特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している児童⑦ 婚姻によらな



#### 児童手当

#### 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度

#### 現況届の提出はお済みですか

児童手当は6月分以降の手当を受給するために現況届の提出が必要です  
ただし、27年1月2日以降に転入した方は、所得状況が確認できないため、現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には用紙を送付して

医療費助成制度は現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療証の有効期間は9月30日(水)までです。27年1月1日に住民登録がある方には、有効期間が10月1日から



詳しくは児童青少年課 ☎ 470・7736へ。

ている父親か母親、または養育者  
① 知的障害(愛の手帳1・3度程度)がある児童② 身体に障害(身体障害者手帳1・3級程度)がある児童③ 前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

#### 申請はお済みですか

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象になりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

#### 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なものです。提出がないと12月期支払

#### 注意 市民税・都民税が未申告の方は所得確認ができません。各手続きの更新ができません。課税課(市役所2階)で申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

#### 児童扶養手当を振り込みます

27年4月・7月分の児童扶養手当を8月12日(水)に、指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金

【支給対象となる方】市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している児童⑦ 婚姻によらな

支給停止適応除外事由届出書」を6月中に送付しました。現況届と一緒に提出してください。

#### 現況届受付期間 児童扶養手当・特別児童扶養手当のい

① 27年1月2日以降に転入した方は、所得状況が確認できないため、現況届の提出が必要です。手続きが必要な方には用紙を送付して

#### 後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に新薬と同等の有効成分で製造・販売される医薬品です。

#### 差額通知書を送付します

品差額通知書を送付します。切り替えの参考資料としてご利用ください。

#### 国民健康保険

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月～7月の申請は同年)7月31日までです。毎年8月1日を基準日

【認定証】を交付されます。申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

#### 国民年金

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

### 介護保険施設サービス利用時の居住費・食費の軽減制度 随時申請を受け付けます

介護保険施設サービスを利用したときの費用は、施設サービス費(利用料)の自己負担分(負担割合1割または2割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)が受けられます。

#### 国民健康保険

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月～7月の申請は同年)7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で

#### 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。申請により「標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

#### 長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。該当する方は、手続きの際に入院日数を確認できる領収証を持参してください。

【認定証】を交付されます。申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

#### 国民年金

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

課(市役所1階)で申請を行ってください。

#### 随時申請を受け付けます

【対象となるサービス】施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)▽短期入所サービス(短期入所生活(療養)介護・介護予防短期入所生活(療養)介護)

#### 随時申請を受け付けます

新たに施設サービスを受けるとある方、8月からの認定要件に当てはまる方は、8月からの認定を受けられます。

#### 国民健康保険

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月～7月の申請は同年)7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で

#### 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。申請により「標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

【認定証】を交付されます。申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

#### 国民年金

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

正により、8月から認定を受ける場合は、①世帯全員が住民税非課税であること②住民税上の世帯が異なる(世帯分離しているなど)場合の配偶者も住民税非課税であること

#### 随時申請を受け付けます

【認定要件】介護保険法の改定により、8月からの認定を受けられます。

#### 随時申請を受け付けます

新たに施設サービスを受けるとある方、8月からの認定を受けられます。

#### 国民健康保険

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月～7月の申請は同年)7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で

#### 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。申請により「標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

【認定証】を交付されます。申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

#### 国民年金

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

新しい認定要件に当てはまる「更新申請を行わなかった方」、または更新申請を行ったが「認定結果が非該当であった方」でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変更になり認定要件に当てはまった時点で、申請を行うことができます。判定の結果、承認され該当した場合は、申請月の初日から認定を受けられます。

#### 随時申請を受け付けます

新たに施設サービスを受けるとある方、8月からの認定を受けられます。

#### 随時申請を受け付けます

新たに施設サービスを受けるとある方、8月からの認定を受けられます。

#### 国民健康保険

認定期間は、申請があった月の初日から翌年(1月～7月の申請は同年)7月31日までです。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要で

#### 限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。申請により「標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

【認定証】を交付されます。申請により「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

#### 国民年金

「年金情報流出」を口実にした「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。

【送付先】東京都後期高齢者医療広域連合  
【問い合わせ先】同通知書記載のサポートデスク  
詳しくは保険年金課高齢者医療係 ☎ 470・7846へ。